

清代の反切について

中村雅之

1. 反切の“改良”

かつての漢語音韻学の概説書では、宋代以降、明代、清代と反切の用字法が徐々に改良されてきた、と述べられることが多かった。【中国の王力氏、日本の藤堂明保氏など】この場合の“改良”とは、反切から口唱によって音を導く際に、よりスムーズになされることを意味する。例えば、「東」の反切が、『広韻』では「徳紅切」であったのに対して、清代の『音韻闡微』では「都翁切」となっており、「都」と「翁」を続けて読めば、自然に「東」の発音が求められる仕組みである。

ところで、このような反切用字法の変化を“改良”と捉えるのは、反切を縮合式口唱法で理解していたことによる。縮合式とは反切上字と反切下字を続けて読んで縮めてゆく方法である。唐代以前の反切は決して縮合式口唱法には適していない。別の口唱法が用いられていたのである^{註)}。しかし、宋代以降は反切を縮合式口唱法で理解するようになり、それに伴って実際の反切も徐々にそれに相応しい用字法に改められてきたことになる。

2. 縮合式反切作成の困難さ

縮合式口唱法に最も適しているのは、「都翁切」のように、上字にゼロ韻尾の字を、下字にゼロ声母の字を用いることである。そうすれば口唱が滑らかで、たやすく音を求めることができる。しかし、実際にはそのような条件を満たす反切を作ることは容易ではない。例えば「屋」「音」「応」のようなゼロ声母の字に対して反切を作る場合、反切下字にゼロ声母の字を用いることはできない。帰字と下字が同音になってしまい、反切の原則に反するからである。また、「都」「低」「歌」のようなゼロ韻尾の字に対して反切を作る場合にも、反切上字にゼロ韻尾の字を用いることは難しい。その場合、最低でも声調を異なるものにするか、何らかの韻尾を有する字を選ばなければ、帰字と上字とが同音になってしまう。

3. 『李氏音鑑』の反切

嘉慶十年(1805)の『李氏音鑑』巻四「北音入声論」は北京周辺の音によって、旧入

注)cf. 中村雅之(2003)「古代反切の口唱法」『KOTONOHA』10.

声字に反切で発音を示したものである。二重母音や三重母音の韻母を持つ音節においては、縮合式口唱法に適した反切(ゼロ韻尾上字+ゼロ声母下字)を用いるよう留意されている。例えば、「削:希腰切」「白:補挨切」「或:護臥切」などである。しかし、単母音韻母を持つ音節においては、そのような反切を作ることが難しいため、上字に何らかの鼻音韻尾を有する字を用いることが多いようである。「察:長牙切」「挿:昌鴉切」「喝:哼婀切」など。他にも、「国:古羅切」のように、陽平声の[uo]が存在しないために下字に「羅」を用いるような例もあり、全体として、縮合式口唱法に適さない反切が相当の割合にのぼる。

4. 『音韻闡微』の反切

雍正四年(1726)の『音韻闡微』はかつての音韻学概説書によって反切改良の最終形とも見なされたものである。しかしながら、その反切を見ると、ややとまどいを覚える。「烏:屋呼切」「呼:忽烏切」のような具合で、北京音で読めば、帰字と上字が同音となってしまう、反切の原則に反する。このような反切がまかり通るということは、「屋」「忽」が声門閉鎖音を伴う入声であることを前提としているということであり、基づく音系が北京音ではなくして、(広義の)南京官話音であるということの意味する。そのことは入声韻の音形にいわゆる北京の白話音が一切表れないことから分かる。つまり、単母音韻母を持つ音節では、上字に入声字を用いることにより、縮合式口唱法にとってもさほど妨げにならない反切用字法になっている。つまり、縮合式口唱法として一般に想定される「ゼロ韻尾上字+ゼロ声母下字」という用字法のみならず、「声門閉鎖音韻尾上字+ゼロ声母下字」を多用することによって、『音韻闡微』の反切が最も“改良”された反切になっているというわけである。

5. 清代の反切

以上をまとめれば、清代には縮合式口唱法にふさわしい反切を作ろうと苦心したが、完全にそのような反切を用いることは容易ではなかった。とりわけ、『李氏音鑑』のように北京周辺の音に基づく場合には、単母音韻母を持つ音節の反切に問題があった。一方、『音韻闡微』のように(南京)官話音による場合には、声門閉鎖音を伴う入声字を多用することによって、帰字と上字が同音になるという不都合を避けることができ、縮合式口唱法に適した反切を多く作ることができた。基づく音形が北京音であるか、南京官話音であるかによって反切作成にも大きな違いが生じたのである。